

国土交通省総合政策局
地域交通課

地域公共交通活性化再生法等の改正について

国土交通省 総合政策局地域交通課

- 国土交通大臣等が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が地域の関係者の協議を踏まえて「地域公共交通網形成計画」を策定(マスタープラン)
- 「地域公共交通網形成計画」に、「地域公共交通再編事業」等の「特定事業」を記載し、実施計画(「地域公共交通再編実施計画」等)について国の認定を受けた場合には、法律の特例措置等で支援。

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画(地方公共団体が策定)

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・
道路管理者・利用者・学識者等
から構成)



地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通網形成計画に事業実施を記載できる)

軌道運送高度化事業
(LRTの整備)
(事業者)

道路運送高度化事業
(BRTの整備)
(事業者)

海上運送高度化事業
(海上運送サービス改善)
(事業者)

鉄道事業再構築事業
(鉄道の上下分離等)
(事業者)

地域公共交通再編事業
(公共交通ネットワークの再構築)
(事業者)

鉄道再生事業
(廃止届出がなされた鉄道の維持)
(事業者)

軌道運送高度化実施計画
(事業者)

道路運送高度化実施計画
(事業者)

海上運送高度化実施計画
(事業者)

鉄道事業再構築実施計画
(地方公共団体・事業者)

地域公共交通再編実施計画
(地方公共団体)

鉄道再生実施計画
(地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣に届出

地域公共交通網形成計画 策定状況

改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2019年12月末までに、539件の地域公共交通網形成計画が策定され、37件の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定。

北海道 函館市 深川市 岩見沢市 千歳市 釧路市 美瑛市 帯広市 紋別市 江別市 北広島市 旭川市 石狩市 稚内市 室蘭市 小樽市 名寄市 岩内町 白糠町 白老町 仁木町 安平町 斜里町 音更町 当別町 厚岸町 釧路町 せたな町 月形町 共和町 弟子屈町 枝幸町	岩手県 岩手県 八幡平市 釜石市 宮古市 北上市 滝沢市 花巻市 小国町 大船渡市 宮古市・久慈市・野田村・菅代村・田野畑村・岩泉町・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・洋野町・陸前高田市 陸前高田市 一関市 久慈市 盛岡市 岩手町 大槌町 矢巾町 山田町 斜里町 音更町 当別町 厚岸町 釧路町 せたな町 月形町 共和町 弟子屈町 枝幸町	山形県 山形市 酒田市 鶴岡市 長井市・南陽市・川西町・白鷹町 新庄市 小国町 福島県 福島県・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村・福島市・郡山市・いわき市・相馬市 福島市 会津若松市 郡山市 伊達市 南相馬市 喜多方市 白河市 須賀川市 二本松市 棚倉町 石川町 楡葉町 高崎町 会津美里町 南会津町 西郷町 玉川村 茨城県 水戸市 鹿嶋市 日立市 下妻市 常陸太田市 かすみがうら市 神栖市 行方市 牛久市 稲敷市 土浦市 龍ヶ崎町 潮来市 つくば市 鹿嶋市 桜川市 筑西市 高萩市 ひたちなか市 常陸大宮市 つくばみらい市 守谷市 古河市 石岡市 五霞町 城里町 大子町 東海村	栃木県 真岡市 大田原市 鹿沼市 日光市 宇都宮市・芳賀町 佐野市 那須塩原市 那須塩原市・大田原市・那須町・那珂川町 栃木市 塩谷町 益子町 那須町 茂木町 上三川町 市貝町 群馬県 太田市 前橋市 埼玉県 熊谷市 春日部市 上尾市 越谷市 入間市 蕨市・弥彦村 阿賀町 富山県 高岡市 黒部市 富山市 魚津市 小矢部市 高岡市・氷見市・砺波市・南砺市(城端・氷見線沿線地域) 滑川市 南砺市 石川県 七尾市 白山市 津幡町 志賀町	神奈川県 藤沢市 海老名市 大和市 伊勢原市 平塚市 真鶴町 湯河原町 山梨県 甲州市 北杜市 上野原市 甲府市 新潟県 柏崎市 佐渡市 上越市 魚沼市 長岡市 阿賀野市 糸魚川市 新発田市 見附市 三条市 新潟市 胎内市 燕市・弥彦村 阿賀町 富山県 高岡市 黒部市 富山市 魚津市 小矢部市 高岡市・氷見市・砺波市・南砺市(城端・氷見線沿線地域) 滑川市 南砺市 石川県 七尾市 白山市 津幡町 志賀町	長野県 松本市・山形村 飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・上條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村 上田市 佐久市 小諸市 駒ヶ根市 長野市 安曇野市 千曲市 箕輪町 信濃町 木曾町 立科町 中川村 高山村 大桑村 白馬村 福井県 福井市・大野市・勝山市・あわら市・坂井市・永平寺町(えちぜん鉄道沿線地域) 福井市・鯖江市・越前市・越前町(福井鉄道沿線地域) 鯖江市 福井市・鯖江市・越前市・越前町・池田町・南越前町 岐阜県 岐阜市 高山市 恵那市・中津川市 羽島市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 関市 多治見市 飛騨市 海津市 山県市 大垣市・桑名市・海津市・養老町・神戸町・揖斐川町・池田町(養老線沿線地域) 郡上市 中津川市 長良市 可児市 八百津町 白川町・東白川村	静岡県 下田市 伊豆市 御殿場市 静岡県・沼津市(戸田地区)・下田市・伊豆市・南伊豆市・松崎町・西伊豆町 湖西市 藤枝市 掛川市 静岡県・沼津市・熱海市・三島市・伊東市・伊豆の国市・函南町・東伊豆町・河津町 焼津市 牧之原市 三島市 裾野市 静岡市 伊東市 菊川市 小山市 愛知県 豊橋市 岡崎市 一宮市 豊川市 日進市 田原市 弥富市 清須市 長久手市 豊田市 蒲郡市 東海市 西尾市 新城市 豊明市 小牧市 半田市 安城市 知立市 瀬戸市 東郷町 豊山町 飛騨町 南知多町 東浦町 飛島村 設楽町・東栄町・豊根村	三重県 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 伊賀市 名張市 尾鷲市 鳥羽市 亀山市 志摩市 紀北町 和歌山県 和歌山市 紀の川市 京都府 木津川市 福知山市 京都府・綾部市・南丹市・京丹波町(JR山陰本線沿線) 京都府・笠置町・和束町・南山城村(JR関西本線沿線) 亀岡市 久御山町 愛知県 豊橋市 岡崎市 一宮市 豊川市 日進市 田原市 弥富市 清須市 長久手市 豊田市 蒲郡市 東海市 西尾市 新城市 豊明市 小牧市 半田市 安城市 知立市 瀬戸市 東郷町 豊山町 飛騨町 南知多町 東浦町 飛島村 設楽町・東栄町・豊根村	大阪府 河内長野市 岸和田市 貝塚市 和泉市 寝屋川市 太子町 奈良県 奈良県下全39市町村 宇陀市 五條市 天理市 広陵町 鳥取県 鳥取県・米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町 鳥取県・鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町 鳥取県・倉吉市・琴浦町・北栄町・湯梨浜町・三朝町 島根県 島根県・松江市・出雲市(一畑電車沿線地域) 江津市 松江市 大田市 邑南町 島根県・江津市・川本町・美郷町・邑南町・広島県・三次市・安芸高田市(三江線沿線地域)	広島県 三原市 三次市 広島市 東広島市 廿日市市 江田島市 尾道市 安芸高田市 大竹市 府中市 北広島町 坂町 大崎上島町 安芸太田町 神石高原町 府中町 山口県 宇部市 周南市 光市 長門市 美祢市 山陽小野田市 下松市 つるぎ町 防府市 山口市 岩国市 香川県 高松市 小豆島町・土庄町 愛媛県 愛媛県 東温市 西予市 大洲市 新居浜市 松山市 宇和島市 愛南町 鬼北町	高知県 高知市 宿毛市 南国市 土佐清水市 四万十市 高知県東部広域地域公共交通協議会(室戸市・安芸市・南国市・香南市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村) 高知県嶺北地域公共交通協議会(本山町・大豊町・土佐町・大川村) 田野町 佐川町 津野町 中土佐町 本山町 安田町 徳島県 小松島市 阿波市 つるぎ町 防府市 山口市 岩国市 福岡県 福岡市 北九州市 久留米市 中間市 筑紫野市 行橋市 朝倉市 朝前市 飯塚市 糸島市 嘉麻市 宗像市 柳川市 八女市 みやま市 大牟田市 直方市 福津市 岡垣町 久山町 那珂川町 芦屋町 遠賀町 築上町 鞍手町	佐賀県 佐賀県 佐賀市・唐津市・玄海町 伊万里市 鹿島市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 太良町 長崎県 佐世保市 五島市 対馬市 大村市 松浦市 長崎県・諫早市・雲仙市・島原市・南島原市 壱岐市 平戸市 新上五島町 熊本県 熊本市・嘉島町 八代市 水俣市 合志市 人吉市 荒尾市 上天草市 天草市 宇城市 山鹿市 大津町 美里町 和水町 芦北町 山都町 水上村 人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町 熊本県・南阿蘇村・高森町	大分県 大分県・中津市・宇佐市・豊後高田市 大分県・竹田市・豊後大野市・臼杵市 大分県・佐伯市・津久見市 大分県・大分市・別府市・由布市 大分市 杵築市 中津市 臼杵市 豊後大野市 竹田市 宇佐市 日田市 由布市 九重町 玖珠町 宮崎県 宮崎県・日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村 えびの市 都城市 小林市 日南市 延岡市 門川町 高原町 鹿児島県 薩摩川内市 鹿屋市 日置市 始良市 南さつま市 鹿児島市 奄美市 志布志市 いちき串木野市 和泊町・知名町 さつま町 沖縄県 南城市 沖縄市
---	--	--	--	---	--	--	--	--	---	---	--	--

再編実施計画について、
 ・既に認定を受けた団体：赤
 ・策定意向のある団体：黄

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画 (現行: 地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)

(事業者)

新モビリティサービス事業計画【新設】

(事業者)

地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(現行: 地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)

地域公共交通利便増進事業 (現行: 地域公共交通再編事業) (事業者)	貨客運送効率化事業【新設】 (事業者)	軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域旅客運送サービス継続事業【新設】 (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
地域公共交通利便増進実施計画 (現行: 地域公共交通再編実施計画) (地方公共団体)	貨客運送効率化実施計画 (事業者)	軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域旅客運送サービス継続実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)

国土交通大臣が認定

国土交通大臣へ届出

国土交通大臣が認定

法律の特例措置 646

法律の特例措置

法律の特例措置

法律の特例措置

<独占禁止法特例法案において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置 (独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

■ 地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- 地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を**努力義務化**
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進 (作成経費を補助 ※予算関連)
- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒データに基づくPDCAを強化

地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



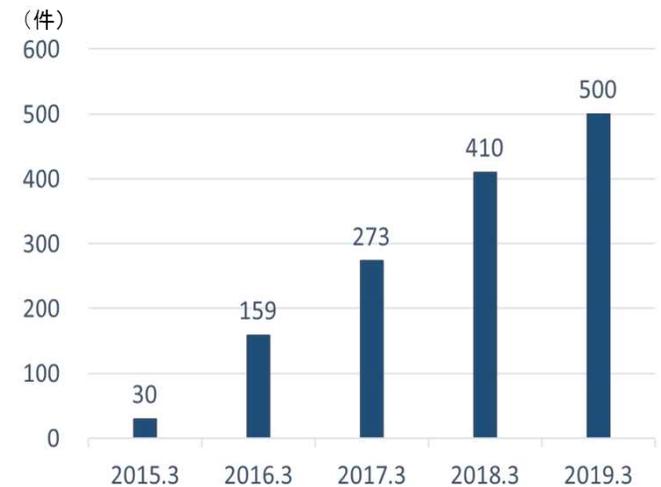
自家用有償旅客運送



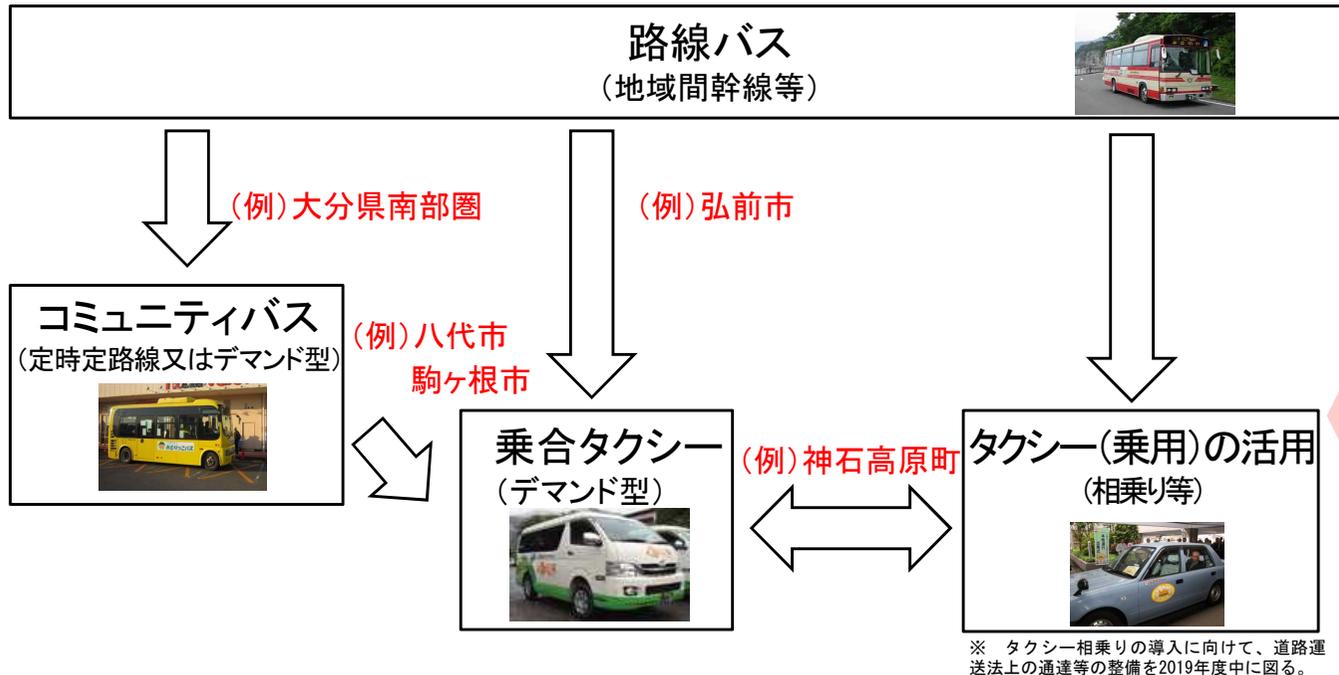
福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど

地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成



- 地方公共団体、交通事業者等の地域の関係者の協議の下で、
 - ・ 路線バスについては生産性の向上を図るとともに、
 - ・ 地域の実情に合わせてダウンサイジング等(車両の小型化、運行経路やダイヤ(頻度等)の見直し等)による最適化を図りつつ、地方公共団体の公的負担によるコミュニティバス、乗合タクシー等の運行
 - ・ 自家用有償旅客運送の活用、スクールバス、福祉輸送等の積極的活用により、地域の暮らしや産業に不可欠な移動手段を持続的に確保。



※上記に併せて、①運行経路・ダイヤ等の見直し、②利用促進等を実施

バス・タクシーによるサービスの提供が困難な場合

自家用有償旅客運送
(市町村自ら又はNPO等による運行)
(例) 鳥取県西部、八幡浜市

スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の送迎サービス等の積極的活用

648

需要規模に応じた効率的・効果的な運行

定時定路線

路線を定めて運行するものであって、かつ、路線毎にダイヤが定められている運行の形態。
⇒目的地への一定の輸送ニーズ(通学・通院等)を束ねることで効率的にサービスを提供できる。

決められた場所を決められた時間に運行

デマンド型

路線・ダイヤを定めず、旅客毎の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態。
⇒利用者の輸送ニーズに応じて、運行ルートや乗降場所を柔軟に設定できる。

バス停等のミーティングポイントをおおむね定め予約があった場合に運行する**ミーティングポイント型**

バス停等を定めず区域内で予約があったところを最寄り等で運行する**ドア対ドア型**

種類		特徴
バス	路線バス	路線やバス停、運行時刻を定めて定時・定路線で運行するバス。通勤・通学、通院など地域住民の生活に欠かせない公共交通機関。
	コミュニティバス	路線バスで対応しきれないニーズに応えるため、市町村が主体的に計画し、定時・定路線で運行するバス。
	デマンドバス	区域を定めて、利用者の要望に応じて、機動的に最短ルートを行ったり、利用希望のある地点まで送迎したりするバス。
タクシー	タクシー	子供からお年寄りまで幅広い利用者の日常生活における多様な移動ニーズに応える、ドアツードアのきめ細かいサービスを提供する公共交通機関。
	乗合タクシー	地域の生活交通を維持するため、タクシー事業者が自治体と連携して提供する乗合の運送サービス。定時・定路線からデマンドまで地域のニーズに応じて多様な形態で運行。
自家用有償旅客運送		バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
道路運送法の許可・登録を要しないもの(互助)		地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送。(収受することが可能な範囲は、運転者が実際の運送に要するガソリン代、道路通行料、駐車場料金、自発的な謝礼)

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。

種類

住民等のための「自家用有償旅客運送」
(市町村運営有償運送(交通空白)、公共交通空白地有償運送)

実施団体数：
市町村運営有償運送(440団体)
公共交通空白地有償運送(116団体)
(※平成30年3月31日時点)



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

実施団体数：
市町村運営有償運送(112団体)
福祉有償運送(2466団体)
(※平成30年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限(登録、指導・監督)の市町村長等への移譲(手上げ方式)を開始。
平成30年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体(8県、11市区町村)を指定済み。

登録等

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者(※)により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの共通認識

※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等

- ③ 必要な安全体制の確保

有効期間

2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

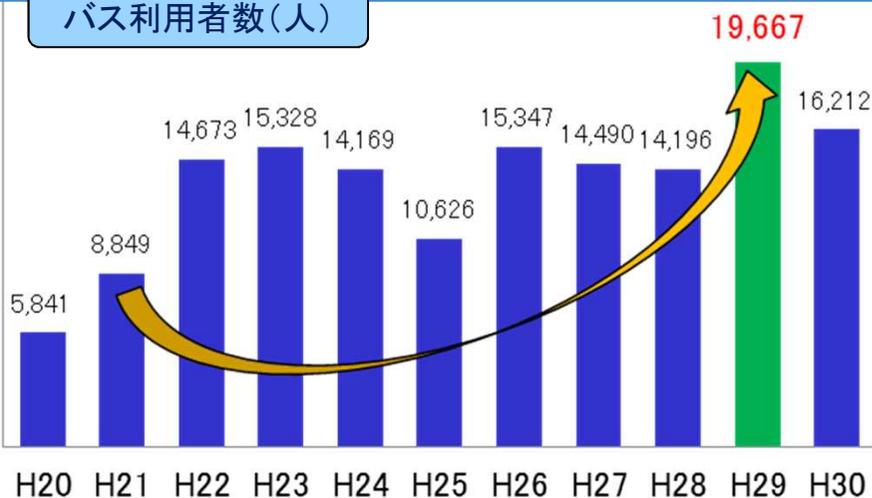
自家用有償旅客運送の取組事例(愛媛県八幡浜市)

- 八幡浜市では、民間路線バスの廃止を契機として、行政と協働し、地域住民組織(NPO法人)による公共交通空白地有償運送(予約制定期運行、予約制デマンド運行)等により、地域の足を確保。
- 運行開始当初と比較して、利用者は約2.2倍(約2万人)に増加。

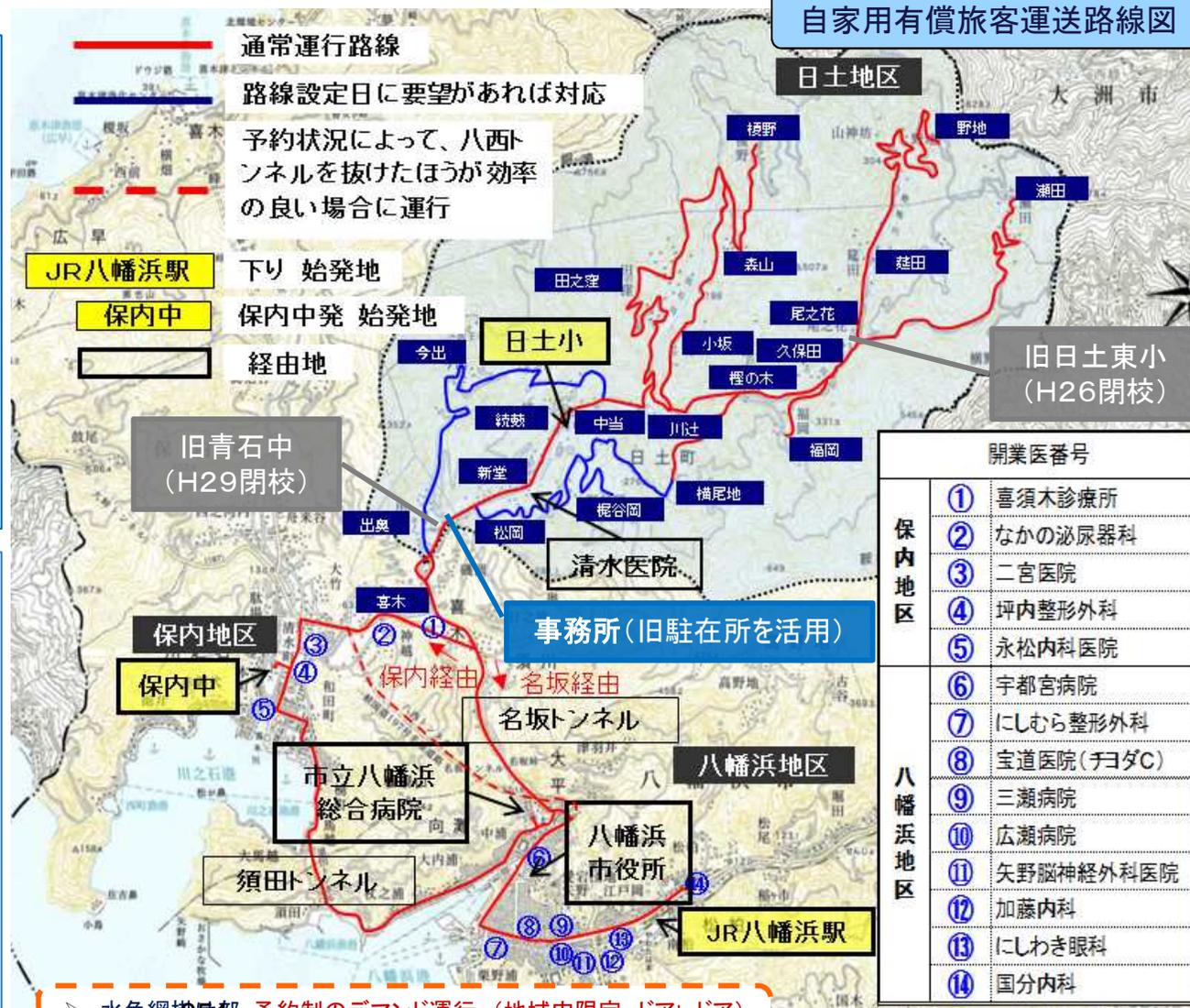
取組の概要

- 民間路線バス廃止・縮小の危機を受け、**地域住民が立ち上がり**NPOを設立、自ら地域の移動手段を確保
- **地区住民の会費拠出**による事業運営
- **地域と行政が協働**し、高齢者の移動に加え、児童・生徒の通学を含めた**地域の移動手段をトータルで確保**(地区と市街地を結ぶ定時定路線・域内デマンド・小中学校スクール輸送)
- 自ら運転手を確保、**無償貸与された旧駐在所(遊休施設)**を事務所として有効活用

バス利用者数(人)



H29年度利用者数はH21年度比約2.2倍増加



自家用有償旅客運送路線図

開業医番号	
①	喜須木診療所
②	なかの泌尿器科
③	二宮医院
④	坪内整形外科
⑤	永松内科医院
⑥	宇都宮病院
⑦	にしむら整形外科
⑧	宝道医院(チダC)
⑨	三瀬病院
⑩	広瀬病院
⑪	矢野脳神経外科医院
⑫	加藤内科
⑬	にしわき眼科
⑭	国分内科

➤ 水色網線部: 予約制のデマンド運行 (地域内限定、ドアtoドア)
 ➤ 赤色線: 予約制の定時定路線運行

- 岩手県北上市の口内地区では、日用品等を販売する「店っこくちない」の運営主体が、当該店舗を路線バスとの接続拠点とした自家用有償運送を行い、要支援、要介護認定者等の足を確保。

【運行概要】

- 利用対象者 : 口内町民で要支援、要介護認定者及びそれに準じる者（市による認定者）
- 運行日 : 原則として月曜日から金曜日、午前9時から午後5時（冬期間は16：00まで）
- 送迎先 : 病院及び市役所、金融機関等（北上市内限定）
- 運賃 : 距離に応じた金額（0～8km 800円、8～12km 1,000円、12km以上 1,200円）



移動支援に用いている送迎車両



店っこくちない

営業内容 : 食品、菓子類、日用品の販売
個人商店からの委託販売等

その他 : 路線バス停とボランティア交通の
結節点として待合所の機能



(※現在NPOの機能をここに集約化)

病院の送迎バスの活用事例①(千葉県大網白里市)

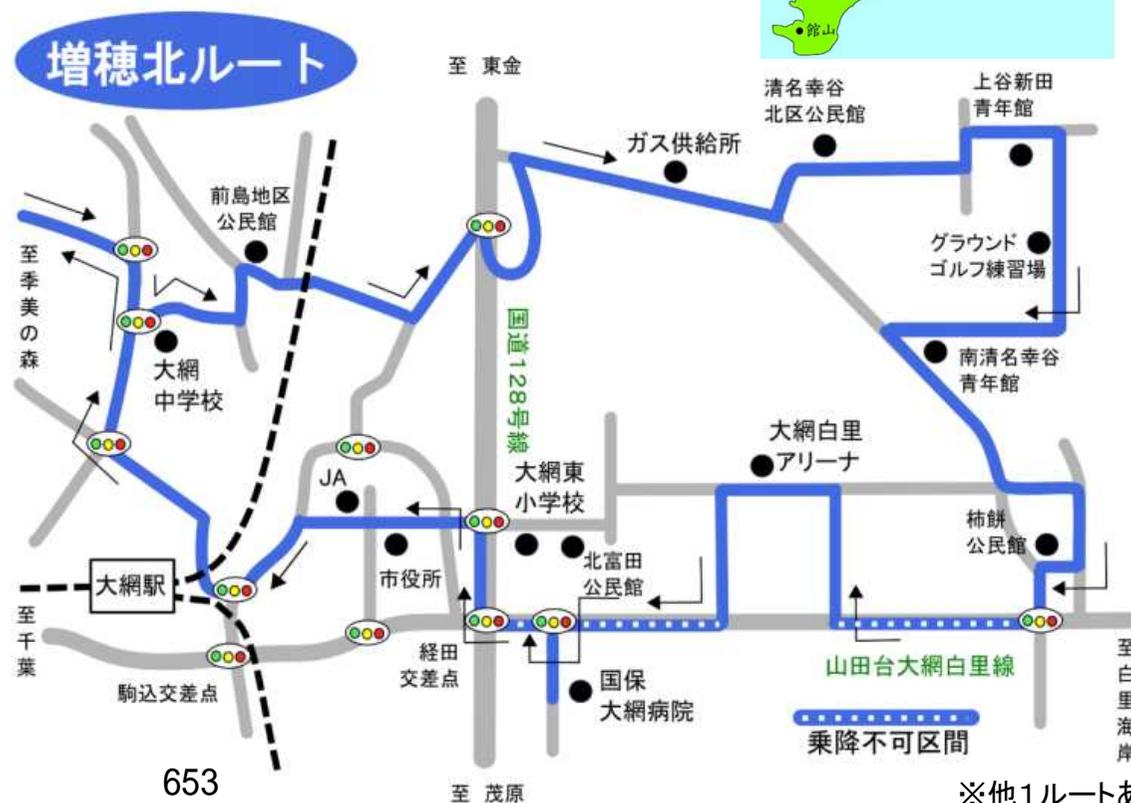
- 千葉県大網白里市内の「季美の森整形外科」の送迎用ワゴンバスを利用して、高齢者の外出支援を行っている。
- 市は保険料のみ負担し、その他運行費用については病院が負担。

【運行概要】

- 利用対象者 : 大網白里市内在住の65歳以上、パスカードの発行を受けた者
- 運行日 : 月～土 (12月30日から1月3日を除く)
- 乗降方法 : 一部区間を除きどこでも可能
- 運賃 : 無料



移動支援に用いている市内病院の車両



※他1ルートあり

- 市内の自動車教習所や病院、大学、市の福祉施設への送迎のために運行しているバスの空席を活用して、高齢者や障がいをもつ方が買い物などに利用。

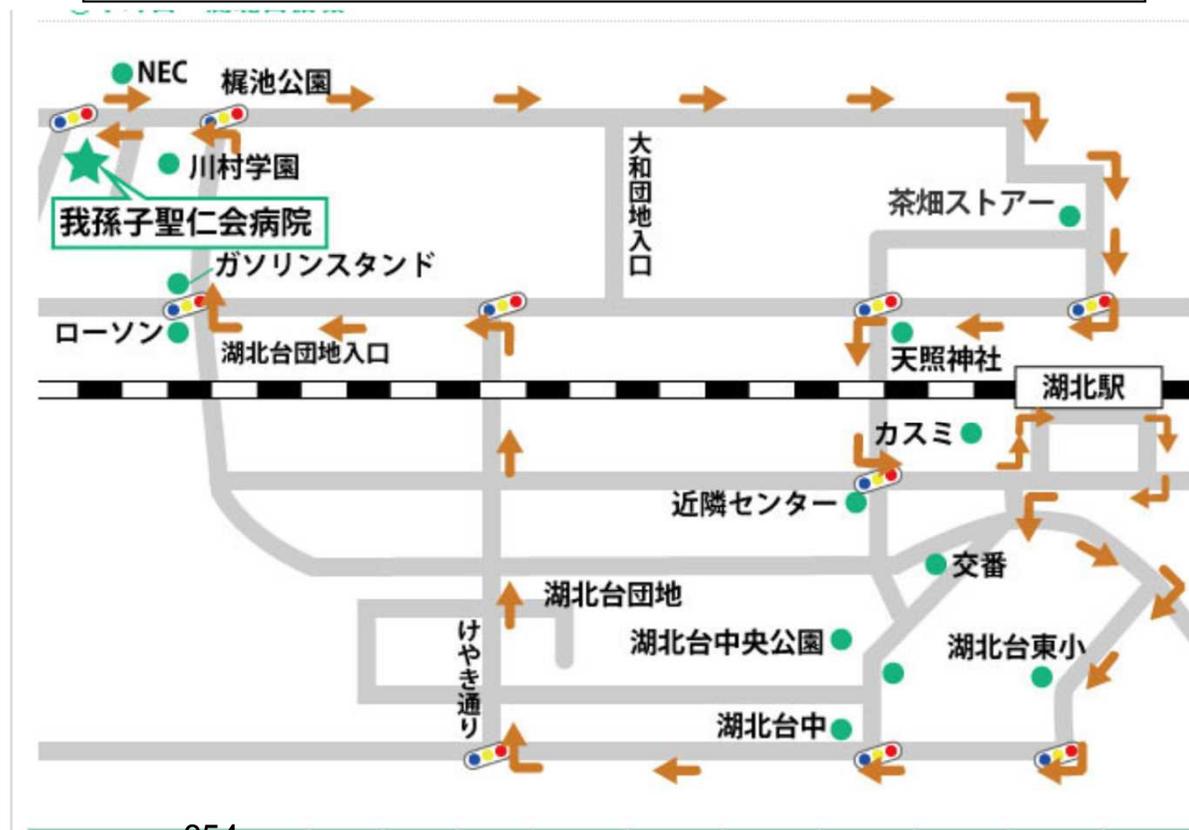
【運行概要】

- 利用対象者 : 市内在住の65歳以上の方、身体に障害のある方。
- 運行日 : 原則として月曜日から金曜日、午前9時から午後5時
(各送迎バスの運休日を除く)
- 乗降方法 : 一部のルートを除きどこでも可能
- 運賃 : 無料



移動支援に用いている送迎バス車両

我孫子聖仁会病院送迎バスの例



654

※他にも複数ルートあり